

教育長の臨時代理による事務処理について

令和元年11月22日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

1 案件

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定

2 事務処理経過

- 11月25日 ・教育長の臨時代理による各条例の一部改正手続きの決定
・区議会への議案提出依頼
- 11月28日 ・区議会で議案の審議及び可決
- 11月29日 ・一部改正条例の公布
・一部改正規則について、特別区人事委員会の承認
・教育長の臨時代理による一部改正規則の決定及び公布

3 条例改正の主な内容

(1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

ア 勤勉手当支給総額の改定

公布日改定分

- (一般職員) 給与月額 100 分の 95 から 100 分の 110 に改定
(管理職) 給与月額 100 分の 115 から 100 分の 130 に改定
(再任用一般) 給与月額 100 分の 45 から 100 分の 55 に改定
(再任用管理職) 給与月額 100 分の 55 から 100 分の 65 に改定

令和2年4月1日改定分

- (一般職員) 給与月額 100 分の 110 から 100 分の 102.5 に改定
(管理職) 給与月額 100 分の 130 から 100 分の 122.5 に改定
(再任用一般) 給与月額 100 分の 55 から 100 分の 50 に改定
(再任用管理職) 給与月額 100 分の 65 から 100 分の 60 に改定

イ 給料表の改定（令和2年1月1日改定）

※改正文及び新旧対照表は別紙1及び別紙2

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

勤勉手当支給総額の改定

公布日改定分

給与月額 100 分の 95 から 100 分の 110 に改定

令和2年4月1日改定分

給与月額 100 分の 110 から 100 分の 102.5 に改定

※改正文及び新旧対照表は別紙3及び別紙4

4 規則改正の主な内容

(1) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

勤勉手当支給割合の改定

公布日改定分

(一般職員) 給与月額 100 分の 95 から 100 分の 110 に改定

(管理職) 給与月額 100 分の 115 から 100 分の 130 に改定

(再任用一般) 給与月額 100 分の 45 から 100 分の 55 に改定

(再任用管理職) 給与月額 100 分の 55 から 100 分の 65 に改定

令和2年4月1日改定分

(一般職員) 給与月額 100 分の 110 から 100 分の 102.5 に改定

(管理職) 給与月額 100 分の 130 から 100 分の 122.5 に改定

(再任用一般) 給与月額 100 分の 55 から 100 分の 50 に改定

(再任用管理職) 給与月額 100 分の 65 から 100 分の 60 に改定

※改正文及び新旧対照表は別紙5及び別紙6

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

勤勉手当支給割合の改定

公布日改定分

給与月額 100 分の 95 から 100 分の 110 に改定

令和2年4月1日改定分

給与月額 100 分の 110 から 100 分の 102.5 に改定

※改正文及び新旧対照表は別紙7及び別紙8

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年中野区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「100 分の 95」を「100 分の 110」に、「100 分の 115」を「100 分の 130」に改め、同条第 3 項中「100 分の 95」を「100 分の 110」に、「100 分の 45」を「100 分の 55」に、「100 分の 115」を「100 分の 130」に、「100 分の 55」を「100 分の 65」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

第2条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、中野区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

3 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下

「改正後の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1 (第6条関係)

中野区立幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000
	37	241,100	337,500	384,000	414,100
	38	243,100	339,300	385,300	415,100
	39	245,200	341,100	386,600	416,100
	40	247,400	342,900	387,800	417,100
	41	249,500	344,600	389,000	418,000
	42	251,600	346,300	390,200	418,900
	43	253,700	348,000	391,400	419,800
	44	255,800	349,600	392,400	420,600
	45	258,000	351,100	393,200	421,400
46	260,000	352,600	394,100	422,100	

47	261,900	354,100	395,100	422,800
48	264,100	355,600	396,100	423,400
49	266,100	357,000	396,900	424,100
50	268,300	358,400	397,700	424,800
51	270,600	359,700	398,500	425,400
52	272,700	361,100	399,300	425,900
53	274,900	362,400	400,000	426,400
54	276,900	363,700	400,800	427,000
55	279,100	364,900	401,600	427,500
56	281,200	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200

98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			

	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

【第1条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第29条 (略) (勤勉手当)	第1条～第29条 (略) (勤勉手当)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の110</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の130</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の95</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の115</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」と、「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の65</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の95</u> 」とあるのは「 <u>100分の45</u> 」と、「 <u>100分の115</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」とする。
4～7 (略)	4～7 (略)
第31条～第34条 (略)	第31条～第34条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
別表第1 別紙のとおり	別表第1 別紙のとおり
別表第2・別表第3 (略)	別表第2・別表第3 (略)

【第2条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後の内容
第1条～第29条 (略) (勤勉手当)	第1条～第29条 (略) (勤勉手当)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の122.5</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の110</u> （第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の130</u> ）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の102.5</u> 」とあるの	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>1</u>

<p>は「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第31条～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p><u>00分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第31条～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第30条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、中野区教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

3 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

改正案

別表第1 (第6条関係)

中野区立幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員 以外の職員	1	169,300	円	259,700	円	306,400	円	344,200	円
	2	171,400		261,800		308,700		346,800	
	3	173,500		263,900		311,000		349,400	
	4	175,600		266,000		313,300		352,000	
	5	177,700		268,400		315,600		354,600	
	6	179,800		270,800		317,800		357,200	
	7	181,900		272,900		320,200		359,700	
	8	183,900		275,000		322,400		362,100	
	9	186,200		277,200		324,600		364,500	
	10	188,300		279,400		326,900		366,900	
	11	190,500		281,600		329,200		369,300	
	12	192,700		283,800		331,400		371,700	
	13	194,800		285,900		333,600		374,000	
	14	196,500		288,000		335,800		376,300	
	15	198,400		290,200		338,100		378,500	
	16	200,200		292,400		340,500		380,700	
	17	202,000		294,600		342,900		382,800	
	18	203,900		296,900		345,300		384,800	
	19	205,700		299,200		347,800		386,800	
	20	207,700		301,500		350,300		388,700	
	21	209,600		303,800		352,800		390,600	
	22	211,400		305,900		355,000		392,500	
	23	213,300		308,300		357,300		394,300	
	24	215,200		310,400		359,600		395,900	
	25	217,100		312,700		361,800		397,600	
	26	218,800		314,900		363,900		399,300	
	27	220,700		317,000		366,100		400,800	
	28	222,600		319,200		368,200		402,400	
	29	224,500		321,200		370,200		403,900	
	30	226,600		323,400		372,200		405,300	
	31	228,700		325,500		374,100		406,700	
	32	230,800		327,500		375,900		408,100	
	33	232,900		329,600		377,700		409,400	
	34	234,900		331,600		379,500		410,600	
	35	236,900		333,700		381,200		411,800	
	36	239,000		335,700		382,600		413,000	
	37	241,100		337,500		384,000		414,100	
	38	243,100		339,300		385,300		415,100	
	39	245,200		341,100		386,600		416,100	
	40	247,400		342,900		387,800		417,100	
	41	249,500		344,600		389,000		418,000	
	42	251,600		346,300		390,200		418,900	
	43	253,700		348,000		391,400		419,800	
	44	255,800		349,600		392,400		420,600	
	45	258,000		351,100		393,200		421,400	
	46	260,000		352,600		394,100		422,100	
	47	261,900		354,100		395,100		422,800	
	48	264,100		355,600		396,100		423,400	
	49	266,100		357,000		396,900		424,100	
	50	268,300		358,400		397,700		424,800	
	51	270,600		359,700		398,500		425,400	
	52	272,700		361,100		399,300		425,900	
	53	274,900		362,400		400,000		426,400	
	54	276,900		363,700		400,800		427,000	
	55	279,100		364,900		401,600		427,500	
	56	281,200		366,100		402,300		428,100	
	57	283,300		367,200		402,900		428,700	
	58	285,300		368,300		403,600		429,300	
	59	287,300		369,400		404,300		429,900	
	60	289,300		370,500		405,000		430,500	
	61	291,400		371,500		405,600		431,000	
	62	293,400		372,600		406,200		431,500	
	63	295,500		373,600		406,800		432,000	
	64	297,500		374,500		407,400		432,600	
	65	299,500		375,500		407,900		433,000	
	66	301,500		376,400		408,400		433,500	
	67	303,600		377,300		409,000		434,000	
	68	305,600		378,100		409,600		434,400	
	69	307,600		378,900		410,200		434,900	
	70	309,500		379,700		410,800		435,400	
	71	311,500		380,500		411,400		435,900	
	72	313,500		381,400		412,000		436,400	
	73	315,400		382,200		412,500		436,800	
	74	317,300		382,900		413,100		437,300	
	75	319,400		383,500		413,600		437,800	
	76	321,300		384,200		414,200		438,300	
	77	323,200		384,800		414,700		438,700	
	78	325,100		385,400		415,200		439,100	
	79	326,800		385,900		415,700		439,600	
	80	328,500		386,500		416,200		440,100	

現行

別表第1 (第6条関係)

中野区立幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員 以外の職員	1	169,300	円	260,700	円	307,600	円	345,600	円
	2	171,400		262,800		309,900		348,200	
	3	173,500		264,900		312,200		350,800	
	4	175,600		267,000		314,500		353,400	
	5	177,700		269,400		316,800		356,000	
	6	179,800		271,800		319,000		358,600	
	7	181,900		273,900		321,400		361,100	
	8	183,900		276,100		323,600		363,600	
	9	186,200		278,300		325,900		366,000	
	10	188,300		280,500		328,200		368,400	
	11	190,500		282,700		330,500		370,800	
	12	192,700		284,900		332,700		373,200	
	13	194,800		287,100		334,900		375,600	
	14	196,600		289,200		337,200		377,900	
	15	198,500		291,400		339,500		380,100	
	16	200,400		293,700		342,000		382,300	
	17	202,200		295,900		344,400		384,500	
	18	204,100		298,200		346,800		386,500	
	19	206,000		300,500		349,300		388,500	
	20	208,000		302,800		351,800		390,500	
	21	209,900		305,100		354,300		392,400	
	22	211,800		307,300		356,600		394,300	
	23	213,700		309,700		358,900		396,100	
	24	215,600		311,900		361,200		397,700	
	25	217,500		314,200		363,400		399,500	
	26	219,300		316,400		365,600		401,200	
	27	221,200		318,600		367,800		402,700	
	28	223,100		320,800		369,900		404,300	
	29	225,000		322,900		372,000		405,900	
	30	227,200		325,100		374,000		407,300	
	31	229,300		327,200		375,900		408,700	
	32	231,400		329,200		377,800		410,100	
	33	233,600		331,400		379,600		411,500	
	34	235,600		333,400		381,400		412,700	
	35	237,700		335,500		383,100		413,900	
	36	239,800		337,500		384,600		415,100	
	37	241,900		339,400		386,000		416,300	
	38	244,000		341,200		387,300		417,300	
	39	246,100		343,000		388,600		418,300	
	40	248,300		344,800		389,900		419,300	
	41	250,500		346,600		391,100		420,300	
	42	252,600		348,300		392,300		421,200	
	43	254,800		350,000		393,500		422,100	
	44	256,900		351,600		394,600		422,900	
	45	259,100		353,200		395,400		423,700	
	46	261,200		354,700		396,300		424,400	
	47	263,300		356,200		397,300		425,100	
	48	265,400		357,700		398,300		425,800	
	49	267,400		359,200		399,200		426,500	
	50	269,600		360,600		400,000		427,200	
	51	271,700		361,900		400,800		427,800	
	52	274,000		363,300		401,600		428,300	
	53	276,200		364,700		402,400		428,800	
	54	278,300		366,000		403,200		429,400	
	55	280,500		367,200		404,000		430,000	
	56	282,700		368,400		404,700		430,600	
	57	284,800		369,600		405,400		431,200	
	58	286,900		370,700		406,100		431,800	
	59	288,900		371,800		406,800		432,400	
	60	291,000		372,900		407,500		433,000	
	61	293,100		374,000		408,200		433,600	
	62	295,100		375,100		408,800		434,100	
	63	297,200		376,100		409,400		434,600	
	64	299,300		377,000		410,000		435,200	
	65	301,300		378,000		410,600		435,600	
	66	303,300		378,900		411,100		436,100	
	67	305,400		379,800		411,700		436,600	

81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000
85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		
129	367,900	409,600		
130	368,200			
131	368,600			
132	369,000			
133	369,400			
134	369,700			
135	370,100			
136	370,500			
137	370,900			
138	371,300			
139	371,700			
140	372,100			
141	372,400			
142	372,800			
143	373,200			
144	373,500			
145	373,900			
146	374,300			
147	374,700			
148	375,100			
149	375,500			
150	375,900			
151	376,300			
152	376,700			
153	377,000			
154	377,400			
155	377,800			
156	378,200			
157	378,600			
158	379,000			
159	379,400			
160	379,800			
161	380,200			
162	380,600			
163	381,000			
164	381,400			
165	381,700			
166	382,100			

81	332,400	389,800	419,500	443,400
82	334,000	390,400	420,000	443,900
83	335,700	391,000	420,500	444,400
84	337,300	391,600	421,000	444,800
85	338,700	392,200	421,400	445,300
86	340,200	392,800	421,800	445,700
87	341,700	393,400	422,300	446,100
88	343,100	394,000	422,800	446,500
89	344,400	394,500	423,300	446,900
90	345,700	395,000	423,800	447,300
91	347,000	395,600	424,300	447,700
92	348,200	396,200	424,800	448,100
93	349,300	396,700	425,200	448,500
94	350,400	397,200	425,600	448,900
95	351,500	397,700	426,000	449,300
96	352,500	398,200	426,400	449,700
97	353,500	398,700	426,800	450,100
98	354,400	399,100	427,100	450,400
99	355,200	399,600	427,500	450,800
100	356,000	400,100	427,900	451,200
101	356,700	400,600	428,300	
102	357,400	401,100	428,700	
103	358,100	401,600	429,100	
104	358,600	402,100	429,500	
105	359,200	402,600	429,900	
106	359,800	403,100	430,300	
107	360,300	403,600	430,700	
108	360,900	404,100	431,100	
109	361,600	404,500	431,400	
110	362,100	405,000	431,800	
111	362,600	405,500	432,200	
112	363,100	406,000	432,600	
113	363,600	406,500	432,900	
114	364,100	406,900		
115	364,600	407,300		
116	365,100	407,700		
117	365,600	408,100		
118	366,000	408,500		
119	366,500	408,900		
120	367,000	409,300		
121	367,500	409,700		
122	368,000	410,000		
123	368,500	410,400		
124	369,000	410,800		
125	369,400	411,200		
126	369,800	411,600		
127	370,200	412,000		
128	370,600	412,400		
129	371,000	412,700		
130	371,300			
131	371,700			
132	372,100			
133	372,500			
134	372,900			
135	373,300			
136	373,700			
137	374,100			
138	374,500			
139	374,900			
140	375,300			
141	375,700			
142	376,100			
143	376,500			
144	376,800			
145	377,200			
146	377,600			
147	378,000			
148	378,400			
149	378,800			
150	379,200			
151	379,600			
152	380,000			
153	380,300			
154	380,700			
155	381,100			
156	381,500			
157	381,900			
158	382,300			
159	382,700			
160	383,100			
161	383,500			
162	383,900			
163	384,300			
164	384,700			
165	385,000			
166	385,400			

	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

	167	385,700			
	168	386,100			
	169	386,500			
再任用職員		230,800	269,800	293,000	332,000

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成 29 年中野区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「100 分の 95」を「100 分の 110」に改める。

第 2 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「100 分の 110」を「100 分の 102.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。

【第1条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第22条 (略) (勤勉手当)	第1条～第22条 (略) (勤勉手当)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
第24条～第26条 (略)	第24条～第26条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)

【第2条関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後の内容
第1条～第22条 (略) (勤勉手当)	第1条～第22条 (略) (勤勉手当)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
第24条～第26条 (略)	第24条～第26条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 110」に、「100 分の 115」を「100 分の 130」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 55」に、「100 分の 55」を「100 分の 65」に改める。

第 2 条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 110」を「100 分の 102.5」に、「100 分の 130」を「100 分の 122.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 55」を「100 分の 50」に、「100 分の 65」を「100 分の 60」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第14号）新旧対照表
【第1条による改正】

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略） （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の110</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の65</u>）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第5条～第15条（略） 附則（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の95</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の45</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の55</u>）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第5条～第15条（略） 附則（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>

【第2条による改正】

改正案	第1条による改正後の内容
<p>第1条～第3条（略） （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</p>	<p>第1条～第3条（略） （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</p>

<p>以外の職員 <u>100分の102.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の50</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の60</u>)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>以外の職員 <u>100分の110</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の55</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の65</u>)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第15条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
--	--

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の
一部を改正する規則

第 1 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則
(平成 29 年中野区教育委員会規則第 18 号)の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 95」を「100 分の 110」に改
める。

第 2 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 110」を「100 分の 102.5」
に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年
4 月 1 日から施行する。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 29 年中野区教育委員会規則第 18 号）

新旧対照表

【第 1 条による改正】

改正案	現行
第 1 条～第 3 条 （略） （支給割合）	第 1 条～第 3 条 （略） （支給割合）
第 4 条 条例第 23 条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、 <u>100 分の 110</u> に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。	第 4 条 条例第 23 条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、 <u>100 分の 95</u> に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
2・3 （略）	2・3 （略）
第 5 条～第 14 条 （略） 附 則 （略）	第 5 条～第 14 条 （略） 附 則 （略）
別表第 1・別表第 2 （略）	別表第 1・別表第 2 （略）

【第 2 条による改正】

改正案	第 1 条による改正後の内容
第 1 条～第 3 条 （略） （支給割合）	第 1 条～第 3 条 （略） （支給割合）
第 4 条 条例第 23 条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、 <u>100 分の 102.5</u> に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。	第 4 条 条例第 23 条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、 <u>100 分の 110</u> に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。
2・3 （略）	2・3 （略）
第 5 条～第 14 条 （略） 附 則 （略）	第 5 条～第 14 条 （略） 附 則 （略）
別表第 1・別表第 2 （略）	別表第 1・別表第 2 （略）

附 則

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。